# 高齢者虐待防止の基本

## １　高齢者虐待とは

### １．１　　高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18 年（2006 年）４月１日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定められています。

### １．２　　「高齢者虐待」の捉え方

#### １）高齢者虐待防止法による定義

**ア．高齢者とは**

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（同法第２条第１項）。

ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（同法第２条第６項）。

**① 65 歳未満の者への虐待について**

上記以外の 65 歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第９条第１項に定める「第一号被保険者」、同条第２項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護事業において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。

また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則 60 歳以上の高齢者が入居しています。

### イ．養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第２条第５項）。

また、養介護施設等における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法第 24 条の規定により、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

| | | |
|---|---|---|
| i | **身体的虐待** | ：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |
| ii | **介護・世話の放棄・放任** | ：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |
| iii | **心理的虐待** | ：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| iv | **性的虐待** | ：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 |
| v | **経済的虐待** | ：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

なお、「養介護施設等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

**◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇**

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|---|---|---|---|
| **老人福祉法による規定** | ・老人福祉施設<br>・有料老人ホーム | ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の(※)業務に従事する者 |
| **介護保険法による規定** | ・介護老人福祉施設<br>・介護老人保健施設<br>・介護医療院<br>・地域密着型介護老人福祉施設<br>・地域包括支援センター | ・居宅サービス事業<br>・地域密着型サービス事業<br>・居宅介護支援事業<br>・介護予防サービス事業<br>・地域密着型介護予防サービス事業<br>・介護予防支援事業 | |

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第２条第５項）。

## ２）「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

### ア．法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということができます。

また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護事業の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45第２項）。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、地域包括支援センターや行政窓口に速やかに相談・通報を行います。

**◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇**

| 区分 | 具体的な例 |
|---|---|
| **i　身体的虐待** | **①　暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為**（※1）<br>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。<br>・ぶつかって転ばせる。<br>・刃物や器物で外傷を与える。<br>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。<br>・本人に向けて物を投げつけたりする。<br>など<br>**②　本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為**<br>・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。<br>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。<br>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。<br>・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。<br>・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。<br>・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。<br>など<br>**③　「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等** |
| **ii　介護・世話の放棄・放任** | **①　必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為**<br>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。<br>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。<br>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。<br>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。<br>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。<br>・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。<br>など<br>**②　高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**<br>・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。<br>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。<br>・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。<br>など<br>**③　必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為**<br>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。<br>・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。<br>など |

| 区分 | 具体的な例 |
| --- | --- |
| ⅱ 介護・世話の放棄・放任 | **④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置**<br>・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。<br>・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。<br>・必要なセンサーの電源を切る。<br>など<br>**⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること**<br>・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。<br>など |
| ⅲ 心理的虐待 | **① 威嚇的な発言、態度**<br>・怒鳴る、罵る。<br>・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。<br>など<br>**② 侮辱的な発言、態度**<br>・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。<br>・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。<br>・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。<br>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。<br>など<br>**③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度**<br>・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。<br>・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。<br>・話しかけ、ナースコール等を無視する。<br>・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。<br>・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。<br>など<br>**④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為**<br>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。<br>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。<br>など<br>**⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為**<br>・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。<br>・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。<br>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。<br>など<br>**⑥ その他**<br>・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。<br>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。<br>・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。<br>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。<br>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。<br>など |

| 区分 | 具体的な例 |
| --- | --- |
| ⅳ　性的虐待 | **○　本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。**<br>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。<br>・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。<br>・わいせつな映像や写真を見せる。<br>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。<br>・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。<br>・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。<br>など |
| ⅴ　経済的虐待 | **○　本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。**<br>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。<br>・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。<br>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。<br>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。<br>など |

（※１）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。
「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年６月 10 日）。

（※２）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き，中 2012, p5-8. を基に作成。

## ３）身体的拘束等に対する考え方

「身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること」（※1）です。本人以外の者が本人の行動を制限することは、当然してはならないことです。

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」（※2）と定義しており、身体的拘束等を原則禁止しています。

養介護施設従事者等や養護者等からの身体的拘束等は、本人の権利を侵害し、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置くことであり、許されるものではありません。

（※1）引用：厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和７年３月, p5.

（※2）参考：厚生労働省老健局「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（令和６年５月 23 日老発 0523 第１号）

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年３月 31 日厚生省令第 39 号）

身体的拘束等の具体例として、次のような行為があげられますが、これらの 11 項目はあくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

**身体拘束の具体例**

①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き（一部改変），2001, p. 7.

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も低下している高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまい、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き（一部改変），2001，p. 7.

「緊急やむを得ない場合」とは、あくまで当該入所者　（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護する場合に限られ、介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されています。本人以外の者が本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、「適正な手続き」を極めて慎重に行い、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等に直ちに解除する必要があります*。

*参考：厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「介護保険施設等運営指導マニュアル」（令和６年７月 30 日老発 0730第１号）

緊急やむを得ない場合の「適正な手続き」には、本人等のアセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織及び本人・家族・関係者などで、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。そして、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等には直ちに解除する必要があります。直ちに解除するには、一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体的拘束等の継続が本当に必要なのか、常に観察、再検討を行っていく必要があります。これらの手続きについては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、２年間保存することが必要です。

**「緊急やむを得ない場合」に該当する３要件（全て満たすことが必要）**

| | |
|---|---|
| ○　切迫性 | ：本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと |
| ○　非代替性 | ：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと |
| ○　一時性 | ：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること |

緊急やむを得ない場合の身体的拘束等について、本人や家族へ説明し、十分な理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行った場合においては、速やかに解除に向けて取り組む必要があります。

これらの「緊急やむを得ない場合」の「適正な手続き」を経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

令和６（2024）年度の介護報酬改定に伴う基準省令改正にて、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、これまで規定のなかった訪問・通所系サービスにも、入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することの規定が設けられ、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則として禁止されました。

施設系・居住系に加え短期入所系・多機能系サービスにも身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施（以下、「身体的拘束等の適正化のための措置」という。）措置を講じなければならないこととされています。当該措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。

**なお、身体的拘束等を行う場合におけるその態様及び時間、その際の入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由の記録がない場合、又は身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する身体束廃止未実施減算が導入されています。**

**身体拘束廃止未実施減算について**

■　施設系サービス、居住系サービス（平成 30 年度介護報酬改定にて減算率の見直し）
別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

■　短期入所系サービス、多機能系サービス（令和６年度介護報酬改定にて新設）
別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（参考）身体的拘束等の適正化のための措置
①　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。
②　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
③　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
④　従業者に対し、身体的拘束等の適正化ための研修を定期的に実施すること。

# ２　高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

## ２．１　高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待防止法第１条に示されているとおり、高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護に資することを、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することです。

## ２．２　高齢者虐待対応の基本的な視点

### １）高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

### ２）虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする継続的な支援体制が必要です。

### ３）虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。

### ４）虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者は介護支援専門員（ケアマネジャー）であることが多く、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。

また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がないなどの情報、施設に設置された相談窓口に寄せられた情報等を活用した取組が、早期発見等につながります。

## ３　高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています（高齢者虐待防止法第３条～第５条）。

## ３．１　　国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（高齢者虐待防止法第４条）。

また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（高齢者虐待防止法第７条）。

これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、一般的に「虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。

また、市町村は、地域住民及び関係機関等に対して通報の努力義務の周知を図り、虐待の早期発見につなげることが重要です。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（高齢者虐待防止法第８条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

## ３．２　　保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（高齢者虐待防止法第５条第１項）。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（同条第２項）。

これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待の有無の判断や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

## ３．３　　養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（高齢者虐待防止法第 20 条）。

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（高齢者虐待防止法第 21 条第１項）。これは、養介護施設従事者等

以外の者に対する通報努力義務（同条第３項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

### １）虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）

令和６年４月から、全ての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づく、高齢者虐待防止措置を義務とし、令和６年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算※が導入されました。

※居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く

また、有料老人ホームについても、設置運営標準指導指針に高齢者虐待防止措置について規定しました。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
②虐待の防止のための指針の整備
③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

これらの「高齢者虐待防止措置」は、全ての養介護施設事業所の運営規程に定めておかなければならない事項です。

自治体が実施する集団指導や運営指導を通じて、自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けて取組む必要があります。

なお、養介護施設等における高齢者虐待防止措置等の虐待防止に資する体制整備の取組については、下記報告書及び報告書別冊を参照してください。

令和３年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊（令和４年３月、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター）

### ２）管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠で、研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止や、身体的拘束等に係る取組の適正化に関する研修の実施やケア技術の向上を目指す研修を実施するとともに、市町村や都道府県における研修等の機会を活用するなど、養介護施設従事者等の資質を向上させるために取り組む必要があります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。具体的な取組の例としては、以下のようなものが挙げられます。

①基準省令等により、頻度・対象等を含めて実施する事が明確に求められている研修（高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等）の実施

②認知症介護その他の介護技術等、サービスの提供の基本となる内容に関する研修の実施及びOJTの充実
③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣
④職員のストレス対策、ハラスメント対策等、職員の負担軽減や、より良い職場づくりに関する研修等の実施

このほか、特に居宅系サービスなど養護者との接点が多い事業所では、養護者による高齢者虐待や、養護・被養護の関係にない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応等についても研修内容に含めることが望ましいです。

### ３）開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待等が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気付き、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における「介護サービス等の質の向上に資する事業」（介護サービス相談員派遣事業等）を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

なお、「介護サービス等の質の向上に資する事業」の詳細については、「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」（平成18年５月24日老計発0524第1号）をご覧ください。

### ４）苦情処理体制

養介護施設等においては、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第20条に虐待防止措置義務として明記されており、基準省令等にも規定しています。

養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。

### ５）組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の（外部）研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和８年３月　厚生労働省 老健局）Ⅰ　高齢者虐待防止の基本を基に作成

# 市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、高齢者虐待防止担当部署並びに当該養介護施設等の指導監査担当部署が協働して対応する必要があります。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること

**初動期段階**

相談・通報・届出への対応

事実確認（含む準備）・緊急対応

虐待有無の判断、課題の整理、対応方針の決定（虐待対応ケース会議）

**対応段階**

虐待の再発防止対応と必要な権限行使

モニタリング・評価

**終結段階**

虐待対応の終結

高齢者、家族、養介護施設従事者、虐待の発見者・発見した関係機関等

**【相談・通報・届出の受付、報告】**
受付記録の作成　第21条

**【事実確認の準備】**
市町村・都道府県による適切な権限の行使　第24条

**【庁内外での必要な情報と既存情報の整理】**
**【緊急対応の協議】**
必要な緊急対応、初動対応方針の立案

**【事実確認の実施】**
**庁内・関係機関間の情報共有**
**高齢者の安全確認・通報内容確認等**
施設・事業所への監査（立入検査等）第78条の7

緊急性あり → 高齢者の保護等緊急対応（必要時）／措置による保護（必要時）第11条第1項

**【事実確認事項の整理】**
調査報告書作成

**【虐待の有無の判断】【緊急性の判断】**
**【深刻度の判断】　【対応方針の立案】**
虐待（人格尊重義務違反）の有無の判断の協議
第78条の4第8項
**【虐待の発生要因・課題の整理】**
発生要因の分析、運営課題等の整理、指導等内容への反映

違反・指導事項共に無し

**介護保険法に基づく措置**

事実確認の結果を踏まえた適切な措置の検討

検討結果に基づき、以下のいずれかの対応を実施

- 行政手続法に基づく行政指導（再発防止策を含めた改善報告書提出依頼）／改善勧告 第91条の2第1項
- 効力の全部又は一部停止 第92条第1項第4号、第10号等
- 指定取消 第92条第1項第4号、第10号等

改善命令・公示
第91条の2第3項

**【モニタリング・評価】**
・高齢者の生活状況の確認
・養介護施設の改善取組状況の確認
・評価会議による検討

必要な指導
第5条の4第2項第2号

**【終結の判断】**
①虐待の解消、高齢者が安心してサービスを利用出来ている状況の確認
②養介護施設・事業所による再発防止策の実施状況と効果の確認

高齢者虐待防止法

老人福祉法

介護保険法

老人福祉法

# 都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

注）条文は特別養護老人ホームの場合

**◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。**

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること

## 市町村の対応　　都道府県の対応

高齢者、家族、養介護施設従事者、虐待の発見者・発見した関係機関等

**初動期段階**

**相談・通報・届出への対応**

【相談・通報・届出の受付】
受付記録の作成　第22条

通報 ↔ 報告

【相談等の受付】
受付記録の作成　第21条

**事実確認（含む準備）・緊急対応**

【事実確認の準備】
必要な緊急対応及び対応方針の立案

協働

【事実確認の準備】
必要な緊急対応及び対応方針の立案

市町村・都道府県による適切な権限の行使
第24条

事業者の応諾が得られた場合

事業者の応諾が得られない場合

都道府県へ報告、事実確認を要請

【事実確認の実施】
施設・事業所への監査（立入検査等）
第23条、第90条
高齢者の安全確認等

協議し同行

【事実確認の実施】
施設・事業所への監査（立入検査等）
第24条、第90条
高齢者の安全確認等

【事実確認事項の整理】　調査報告書作成

**虐待有無の判断、課題の整理、対応方針の立案（虐待対応ケース会議）**

緊急性あり

【虐待有無の判断】【緊急性の判断】
【深刻度の判断】【対応方針の立案】
虐待（人格尊重義務違反）の有無の判断の協議
第88条第6項
【虐待の発生要因・課題の整理】
発生要因の分析、運営課題等の整理、指導等内容への反映

違反・指導事項共に無し

**対応段階**

**虐待の再発防止対応と必要な権限行使**

老人福祉法

高齢者の保護等緊急対応（必要時）

措置による保護（必要時）
第11条第1項

虐待が認められた場合

必要な指導
第5条の4第2項第2号
改善計画書提出・報告による再発防止対応

協働

介護保険法に基づく措置

事実確認の結果を踏まえた適切な措置の検討

検討結果に基づき、以下のいずれかの対応を実施

行政手続法に基づく行政指導（再発防止策を含めた改善報告書提出依頼）

改善勧告
第91条の2第1項

効力の全部又は一部停止
第92条第1項第4号、第10号等

指定取消
第92条第1項第4号、第10号等

改善命令・公示
第91条の2第3項

**モニタリング・評価**

【モニタリング・評価】
・高齢者の生活状況の確認
・養介護施設の改善取組状況の確認
・評価会議による検討

**終結段階**

**虐待対応の終結**

【終結の判断】
①虐待の解消、高齢者が安心してサービスを利用出来ている状況の確認
②養介護施設・事業所による再発防止策の実施状況と効果の確認

高齢者虐待防止法

介護保険法

# 有料老人ホーム（未届施設含）の場合

**◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。**

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること

## 市町村の対応　　都道府県の対応

高齢者虐待防止法

高齢者、家族、養介護施設従事者、虐待の発見者・発見した関係機関等

**【相談・通報・届出の受付】**
受付記録の作成　第22条

通報 ⇄ 報告

**【相談等の受付】**
受付記録の作成　第21条

**【事実確認の準備】**
必要な緊急対応及び対応方針の立案

協働

**【事実確認の準備】**
緊急性の判断及び対応方針の立案

市町村・都道府県による適切な権限の行使
第24条

事業者の応諾が得られた場合

事業者の応諾が得られない場合

都道府県へ報告、事実確認を要請

老人福祉法

**【事実確認の実施】**
必要な実情の把握
第5条の4第2項第1号
高齢者の安全確認等

協議し同行

**【事実確認の実施】**
施設・事業所への監査（立入検査等）
第29条第13項
高齢者の安全確認等

老人福祉法

緊急性あり

**【事実確認事項の整理】**　調査報告書作成

高齢者の保護等
緊急対応（必要時）

措置による保護（必要時）
第11条第1項

**【虐待有無の判断】【緊急性の判断】**
**【深刻度の判断】【対応方針の立案】**
**【虐待の発生要因・課題の整理】**
発生要因の分析、運営課題等の整理、
指導等内容への反映

協働

**【虐待有無の判断】【対応方針の立案】**
「不当な行為」「利益を害する行為」の有無の判断
第29条第15項
**【虐待の発生要因・課題の整理】**
発生要因の分析、運営課題等の整理、指導等内容への反映

虐待が認められた場合

老人福祉法

協働

必要な指導
第5条の4第2項第2号

改善計画書提出・報告による
再発防止対応

（例）　**【有料老人ホーム指導監督の手引き（2訂版）参照】**

改善指導（文書・口頭）

改善報告

改善命令
第29条第15項

公示

事業の制限・停止
第29条第16項

公示

**【モニタリング・評価】**
・高齢者の生活状況の確認
・養介護施設の改善取組状況の確認
・評価会議による検討

**【終結の判断】**
①虐待の解消、高齢者が安心してサービスを利用出来ている状況の確認
②養介護施設・事業所による再発防止策の実施状況と効果の確認

| | |
|---|---|
| 初動期段階 | 相談・通報・届出への対応 |
| | 事実確認（含む準備）・緊急対応 |
| | 虐待有無の判断、課題の整理、対応方針の立案（虐待対応ケース会議） |
| 対応段階 | 虐待の再発防止対応と必要な権限行使 |
| | モニタリング・評価 |
| 終結段階 | 虐待対応の終結 |

**対象**

有料老人ホーム
特定施設入居者生活介護
（介護付き有料老人ホーム）
サービス付き高齢者向け住宅

※上記フロー図は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による高齢者虐待として対応。

高齢者の人間としての尊厳が尊重される社会をめざして

# 高齢者福祉施設等における
# 虐待を防ぎましょう

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を傷つけ、財産や生命までも危険にさらす行為であり、高齢化が進むなかで、深刻な問題となっています。

高齢者に対する虐待を防止し高齢者の権利利益を擁護するため、平成１８年４月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

養介護施設（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等）における高齢者虐待を防止するためには、施設等の管理者を先頭に、実際に高齢者の介護にあたる職員だけでなく、他の職員も含めた施設等全体での取組が重要です。

高齢者は、尊厳と安全の中で生活し、搾取及び身体的あるいは精神的虐待を受けないでいられるべきである。

（平成３年 12 月に国連総会で採択された「高齢者のための国連原則」より）

福 岡 県

# 高齢者虐待とは

高齢者（６５歳以上の者）に対して、養護者（高齢者を現に養護する家族、親族、同居人など）や養介護施設従事者等（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員等）による次のような行為を高齢者虐待といいます。（法第２条）

※「法」とはいわゆる高齢者虐待防止法のことです。

## ■身体的虐待■

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

―たとえば―

●たたく、つねる、食事を無理やり口に入れる
●ベッドに縛り付ける　など

## ■介護･世話の放棄･放任■

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

―たとえば―

●衰弱させるほど水分や食事を与えない
●入浴をさせない、おむつを交換しない　など

## ■心理的虐待■

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

―たとえば―

●子ども扱いする、怒鳴る
●ののしる、悪口を言う
●意図的に無視する　など

## ■性的虐待■

わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること

―たとえば―

●排せつの介助がしやすいとして下半身を下着のままで放置する
●人前でおむつ交換をする　など

## ■経済的虐待■

財産を不当に処分することなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること

―たとえば―

●本人の年金や預貯金を、本人に無断で使う
●生活に必要なお金を渡さない　など

MEMO

虐待をしている自覚がないことや、「本人のために」と思ってやっていることが虐待につながっていることもあります。

―たとえば―

●徘徊するので部屋に閉じ込める
●失禁しないように、水分を与えることを控える　など

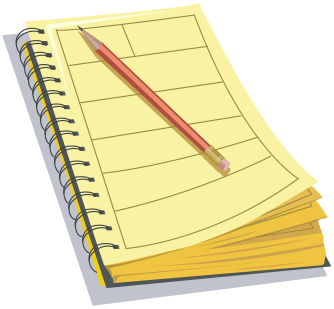

# 身体拘束と高齢者虐待

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当します。
高齢者福祉施設等においては、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束を行うことは禁止されています。

（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局　平成 18 年４月より）

**このような行為は身体拘束です**

・徘徊しないよう、車いすやベッドにひも等でしばる
・自分で降りられないよう、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる　など

# 施設や事業所に求められること

・従事者等の研修を実施すること
・利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること
・その他高齢者虐待の防止等のための措置を講じること が求められています。（法第 20 条）

# 従事者等が行わなければならないこと

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければなりません。

（法第５条第１項）

**高齢者虐待のサインを見逃さない**

・身体のあざや傷について、説明があいまいである
・寝具や衣服が汚れたままである
・居室が極めて非衛生的な状況になっている
・明らかに病気であるのに医師の診察を受けていない　など

自分が働く施設等で養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。（法第 21 条第１項）

※　通報を行うことは守秘義務違反にはあたりません。（法第 21 条第６項）
※　通報したことによる不利益な取扱い(解雇、降格、減給など)は禁止されています。

（法第 21 条第７項）

**市町村や県の対応**

通報を受けた市町村は、事実確認を行い、県に報告するとともに、県や市町村は、立入検査、勧告、改善命令など関係法令による権限を適切に行使して虐待の防止と高齢者の保護を図ります。（通報の秘密は守られます。）（法第 22 条～第 24 条）

# 高齢者福祉施設等から高齢者虐待をなくすために

## 「不適切なケア」の段階で、「虐待の芽」を摘む取り組みが大切です

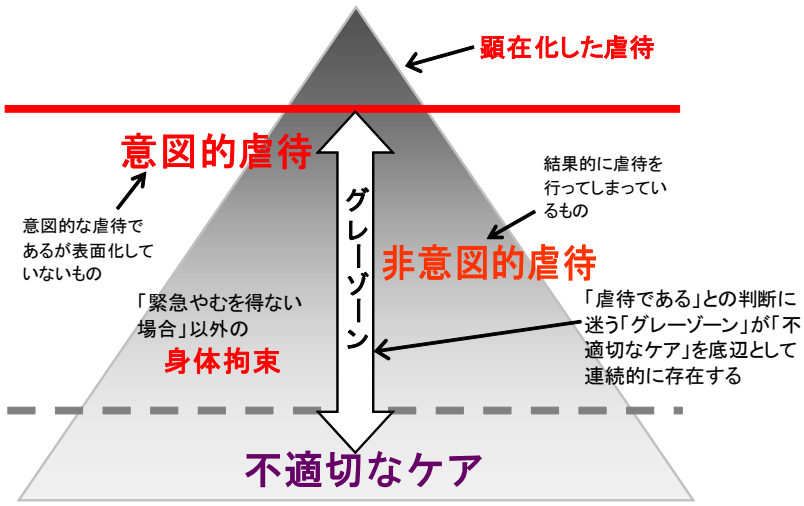


（柴尾慶次氏(特別養護老人ホームフィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成）

図のように、虐待が顕在化する前には、「不適切なケア」を底辺に、表面化していない虐待やその周辺の「グレーゾーン」の行為が、連続的に存在しています。
養介護施設等では、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されると、それが蓄積され、拡大されて、明らかな虐待につながっていくといえます。

## 高齢者虐待・不適切なケアを防止するには

### 組織運営の健全化
- 理念や方針を職員間で共有
- 職員教育体制の整備
- 第三者の視点で開かれた組織に

### チームアプローチの充実
- リーダーの役割の明確化
- チームでの意思決定の仕組みの明確化

### 負担やストレス･組織風土の改善
- 柔軟な人員配置の検討
- 職員のストレスの把握
- 上司や先輩による声かけ、悩み相談

### 倫理観とコンプライアンスを高める教育の実施
- 「利用者本位」の大原則の確認
- 職業倫理・専門性に関する学習の徹底
- 身体拘束を行わないケアや虐待を防止する方法の学習

### ケアの質の向上
- 認知症に関する正しい理解
- アセスメントとその活用方法の実践的学習
- 認知症ケアに関する知識の共有

（「施設･事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」社会福祉法人東北福祉会　認知症介護研究･研修仙台センターを参考に作成）

**「虐待かもしれない！」と思ったら‥‥　ひとりで悩まず**
**市町村の担当窓口又は地域包括支援センターへご相談ください。**

発行　平成 27 年 4 月　福岡県保健医療介護部高齢者支援課・介護保険課

# 高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関するホームページについて

養介護施設（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等）における高齢者虐待を防止するためには、施設等の管理者を先頭に、実際に高齢者の介護にあたる職員だけでなく、他の職員も含めた施設等全体での取組が必要です。

令和３年４月１日より、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行され、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

特に、新規採用した職員については、虐待の定義や身体拘束に係る正しい知識を早期に習得させる必要があり、初任者研修において、身体拘束廃止に加えて、高齢者虐待防止についても十分な説明を行う必要があります。

下記ホームページは、厚生労働省や福岡県等のホームページになりますので、最新の情報を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

○ 高齢者虐待防止研修で役立つ資料等

高齢者福祉施設等における虐待防止リーフレット（福岡県ホームページ）
http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koureisyagyakutai-leaflet.html

高齢者虐待等の学習支援情報（認知症介護情報ネットワークのホームページ）
https://www.dcnet.gr.jp/support/

身体拘束ゼロの手引き（福岡県ホームページ）
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html

○高齢者虐待防止に係る調査、通知等

高齢者虐待防止関連調査・資料（厚生労働省ホームページ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

国通知・介護保険最新情報Vol.502（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）
https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/resources/6934ac0a-4d87-4799-bbc5-21fa8a34170c/介護保険最新情報Vol.502.pdf

# 福岡県身体拘束ゼロ宣言について

利用者のケアの質の向上を図ることを目的として事業所内での身体拘束ゼロに向けた取組を行うことを宣言した介護保険事業所等を登録し、ポスターの配付や県ホームページでの公表等を行うことにより、現場の職員の意識高揚を図るとともに、身体拘束廃止に向けた取組を行っている事業所であることを利用者、家族を含め県民に広く周知する事業を行っています。

詳しくは、下記のＵＲＬをご参照ください。

ＵＲＬ：http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html
（トップページ ＞ 健康・福祉・子育て ＞ 介護・高齢者福祉 ＞ 介護施設・サービス事業所＞
福岡県身体拘束ゼロ宣言を実施しています）

## 【事業イメージ図、宣言書・ポスター様式のイメージ】

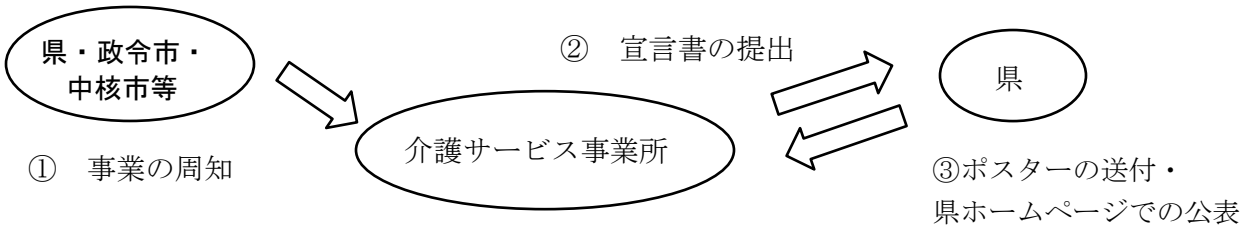


〈身体拘束ゼロ宣言書イメージ〉

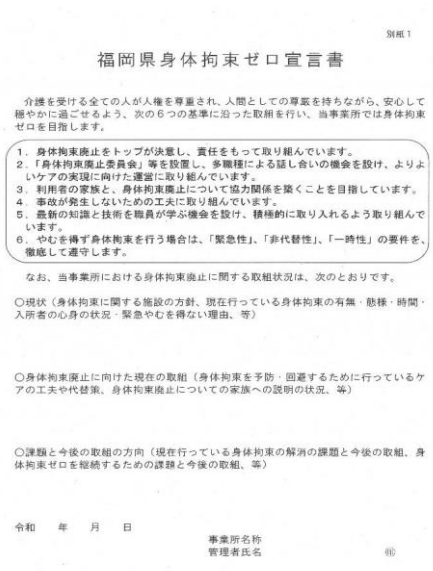

別紙1

福岡県身体拘束ゼロ宣言書

介護を受ける全ての人が人権を尊重され、人間としての尊厳を持ちながら、安心して穏やかに過ごせるよう、次の６つの基準に沿った取組を行い、当事業所では身体拘束ゼロを目指します。

1．身体拘束廃止をトップが決意し、責任をもって取り組んでいます。
2．「身体拘束廃止委員会」等を設置し、多職種による話し合いの機会を設け、よりよいケアの実現に向けた運営に取り組んでいます。
3．利用者の家族と、身体拘束廃止について協力関係を築くことを目指しています。
4．事故が発生しないための工夫に取り組んでいます。
5．最新の知識と技術を職員が学ぶ機会を設け、積極的に取り入れるよう取り組んでいます。
6．やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急性」、「非代替性」、「一時性」の要件を、徹底して遵守します。

なお、当事業所における身体拘束廃止に関する取組状況は、次のとおりです。

○現状（身体拘束に関する施設の方針、現在行っている身体拘束の有無・態様・時間・入所者の心身の状況・緊急やむを得ない理由、等）

○身体拘束廃止に向けた現在の取組（身体拘束を予防・回避するために行っているケアの工夫や代替策、身体拘束廃止についての家族への説明の状況、等）

○課題と今後の取組の方向（現在行っている身体拘束の解消の課題と今後の取組、身体拘束ゼロを継続するための課題と今後の取組、等）

令和　　年　　月　　日

事業所名称
管理者氏名　　㊞
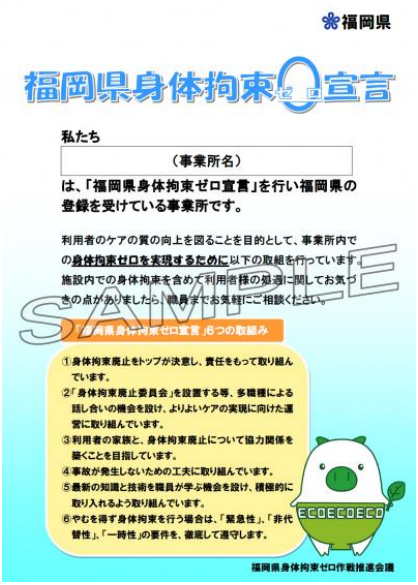
〈ポスターイメージ〉